

## 指定医療機関・指定医向け Q&amp;A

このたびの権限移譲に関する注意点や、その他よくある質問等をQ&A方式でまとめましたのでご参照ください。

No	項目	質問	回答
1	受給者証	平成 30 年 1 月にも公費負担者番号が変わったが、今回の変更との違いは何か。	1 月の変更は、平成 29 年 12 月末の経過措置制度の終了に伴う公費負担者番号の廃止によるもので、今回は、権限移譲に伴う実施機関の変更によるものです。短期間に番号が 2 回変わる受給者も多く、ご負担をおかけいたしますが、法律に基づく変更であるため、ご理解の程お願いいたします。
2	受給者証	公費負担者番号を誤って請求した場合どのようなになるか。	レセプトが返戻となってしまうため、請求の際はご注意ください。
3	受給者証	通常、申請日から受給者証交付まで 3 か月程度かかっているが、例えば、平成 30 年 3 月 1 日に北海道に申請した場合、受給者証はどのようなになるか。	平成 30 年 3 月末時点で処理中の申請は、札幌市が引き継ぎます。 ご質問の例では、4 月以降に、3 月 1 日より有効な札幌市の受給者証を交付します。
4	受給者証	3 の例において、平成 30 年 3 月診療分の償還払い申請は可能か。	これまで通り、償還払い申請が可能です。また、申請先も各区保健センターで変わりありません。
5	受給者証	複数疾病者の受給者証が 1 枚にまとまるとのことであるが、受給者番号はどう変わるのか。	複数疾病者は、受給者番号も 1 つとなります。以下の優先順位に基づく上位疾病の受給者番号が付番されています。 ① 負担上限月額が低額となる疾病 ② 発症時期がより早い疾病 ③ 告示番号の小さい疾病 お手数ですが、各医療機関のシステム登録情報につきましても、適宜修正等のご対応をお願いします。
6	受給者証	6 により統合された受給者は、次の更新申請時の申請書は 1 枚で良いか。	申請書は 1 枚となりますが、臨床調査個人票は、各疾病につき必要です。
7	受給者証	特定疾患治療研究事業（法別番号 51・83）も特定医療費（指定難病）同様に、札幌市に権限が移譲されるのか。	特定疾患治療研究事業については、これまでどおり引き続き北海道が実施主体となります。

No	項目	質問	回答
8	管理票	札幌市の特定医療費（指定難病）受給者証と特定疾患医療受給者証（法別番号83）を両方所持している場合、記載する管理票は片方にまとめて良いか。	札幌市の特定医療費（指定難病）受給者証の医療費については札幌市の冊子型の管理票に、特定疾患医療受給者証（法別番号 83）の医療費については北海道の管理票に分けてご記載願います。
9	管理票	冊子化された管理票が満杯になったらどうすれば良いか。	各区保健センター又は保健所にて配布いたします（更新申請に係る受給者証送付時にも配布予定です）。
10	管理票	自己負担上限額0円（生活保護受給者）の方の管理票を記載する理由は何か。	支給認定にあたり、疾病毎の重症度分類を満たさない場合に「軽症者特例※」の該当有無を確認するためです。 ※医療費総額が 33,330 円を超える月が、申請月以前の 12 か月間に 3 回以上ある場合に認定できる制度
11	管理票	自己負担上限額を超えても 50,000 円まで記載する理由は何か。	支給認定にあたり、「高額かつ長期※」の該当有無を確認するためです。 ※医療費総額が 50,000 円（受給者証適用分）を超える月が、申請月以前の 12 か月間に 6 回以上ある場合に自己負担上限額を軽減する制度
12	指定	この度の権限移譲に伴い、新たな指定関連の手続きは必要か。	権限移譲に伴い発生する指定関連の手続きは特段ありません。平成 30 年 4 月以降の手続き先が変わるのみです。
13	指定	主たる勤務地が苫小牧市の医療機関から札幌市の医療機関に変更となるが、どのような手続きが必要か。	ご質問の例では、苫小牧保健所への変更届の提出と、札幌市保健所への新規申請手続きが必要となります。 札幌市への新規申請時は、変更前の指定通知書を添付いただくことで、他の添付書類を省略できます。 なお、指定の有効期間は、変更前に指定された有効期間の残期間となります。
14	指定	市内医療機関の変更届は、札幌市と北海道の双方に提出が必要か。	札幌市にのみご提出願います。
15	指定	指定医研修は、今後札幌市が主催するのか。	北海道と札幌市とで共同で開催する予定です。
16	臨床調査個人票	権限移譲に伴い、新規申請者の臨床調査個人票の添付書類（レントゲン等）に変更はあるか。	従来どおりです。

《お問い合わせ先》

〒060-0042

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 2 F

札幌市保健福祉局保健所健康企画課（難病担当）

TEL 011 - 622 - 5153 FAX 011 - 622 - 7223